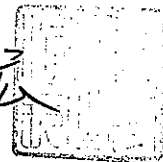


札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月9日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第44号

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例  
札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）の一部  
を次のように改正する。

- (1) 第2条に次の1号を加える。
  - (5) 夜間中学勤務手当
- (2) 第3条第1項中「第5条」の次に「及び第7条第1項」を加え、「定めるもの」を「定める者」に改める。
- (3) 第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（夜間中学勤務手当）

第7条 夜間中学勤務手当は、夜間において授業を行う中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師のうち、本務として当該中学校に関する業務に従事したもの（教育委員会規則で定める者を除く。）に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき1,300円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。